

役員報酬規程

〔制定〕平成3年4月1日

〔改正〕平成15年2月1日

平成17年3月2日

平成22年7月1日

平成26年4月1日

平成28年4月1日

令和2年4月1日

(目的)

第1条 この規程は、学校法人明治東洋医学院（以下「法人」という。）の寄附行為第41条の規定に基づき、役員報酬等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(役員)

第2条 この規程における役員とは、法人『寄附行為』第6条に定める理事及び監事をいう。

2 理事会機能及び監事監査機能の強化のため、理事長は常勤理事、常勤監事を任命することができる。

(報酬)

第3条 役員報酬は次のとおりとし、理事長、常務理事、常勤理事及び常勤監事の報酬額は、理事会において決定する。

(1) 理事長	月額	30万～50万円
(2) 常務理事	月額	10万～30万円
(3) 常勤理事及び常勤監事	月額	10万～20万円
(4) 理事	理事会出席毎	日額 10万
(5) 監事	理事会、評議員会及び監査等出席毎	日額 10万

2 報酬の支給日は毎月20日(理事及び監事においては会議等開催月の翌月20日)とし、支給日が休日又は金融機関の休業日に当たるときは、その前日とする。

(月の途中で就任又は退任した場合の報酬)

第4条 月の途中で就任又は退任した役員に対するその当月分の報酬は、当月分の報酬の全額を支給する。

(費用)

第5条 役員が理事会、評議員会及び監査等以外に法人業務のため旅行する場合は、別に定める旅費規程に基づき、旅費を支給する。

2 役員が職務の執行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(公表)

第6条 この法人は、この規程をもって、私立学校法第63条の2第4号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(細則の制定)

第7条 理事長は、この規程の運用について必要と認める場合は、理事会の議決を経て、細則を制定することができる。

(改 廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いたうえで、理事会の議決により行う。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。